

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年5月11日 04時40分ごろ
発生場所	島根県松江市九島北方沖 <small>しちるい</small> 七類港九島灯台から真方位340° 1,000m付近 （概位 北緯35° 35.4′ 東経133° 14.4′）
事故の概要	漁船第一やしまは、揚網作業中、甲板員1人がコーンローラに巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	平成28年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一やしま、7.9トン SN2-2356（漁船登録番号）、七類定置網漁業株式会社 14.97m (Lr) × 3.78m × 0.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和58年4月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月21日 免許証交付日 平成27年8月4日 （平成32年8月15日まで有効） 甲板員A 男性 65歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：05時05分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、九島北方沖に設置した定置網を揚げる目的で、平成28年5月11日03時45分ごろ僚船1隻と共に松江市七類港を出港し、04時00分ごろ定置網に到着して僚船と共に揚網作業を開始した。 本船は、定置網の東端で、船首を北方に向けて機関を中立運転とし、僚船の揚網作業に合わせて定置網が弛 <small>たる</small> まないように少しずつ揚網

	<p>していた。</p> <p>甲板員Aは、左舷船首部で、定置網を固定しようとして定置網をローラ間に挟んだ状態でコーンローラを停止させ、手で揚網作業をしていた。</p> <p>甲板員Aは、コーンローラに挟んでいた定置網の場所を変えようと、一旦、左手で定置網を保持した状態で、定置網を繰り出そうと右手でコーンローラの操作レバーを動かし、逆転（網を海中に押し戻す方向）させたところ、04時40分ごろ定置網と一緒に左手がコーンローラに巻き込まれた。</p> <p>甲板員Aは、右手でコーンローラの操作レバーを動かし、正転（網を船内に取り込む方向）させて左手を抜き、激痛により声を発した。</p> <p>船長は、甲板員Aの声で異変に気づき、甲板員Aがコーンローラに左手を巻き込まれたことを知り、甲板員Aの様子を見て揚網作業を休ませた。</p> <p>本船は、定置網漁の操業後、船舶所有者に本事故の発生を連絡し、05時00分ごろ七類港に戻った。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、左上腕から手指圧挫創等と診断されて入院した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 コーンローラ、写真3 巻き込まれた時のコーンローラの回転状況（逆転方向）、写真4 コーンローラの操作状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、コーンローラが甲板上の左舷船首側と同船尾側にそれぞれ1基設置され、本事故当時、船首側のコーンローラだけを使用していた。</p> <p>甲板員Aは、揚網作業をする際、定置網の状況に応じ、コーンローラを自身の判断で使用していた。</p> <p>甲板員Aは、本船に平成27年12月から乗船しており、約6か月の定置網漁船の経験があった。</p> <p>本船は、月に平均して約25回定置網漁に出漁していた。</p> <p>甲板員Aは、乗船後の約1か月間、船長が船首側のコーンローラを操作する状況を見て、コーンローラの取扱いを覚えた。</p> <p>甲板員Aは、コーンローラの取扱いに慣れてきたと感じ、また、僚船の作業灯の明かりで手元を見ることができたものの、定置網の張り具合を見ていて手元を見ていなかったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、健康状態に問題はなかった。</p> <p>船長及び甲板員Bは、本事故当時、船長が左舷船尾部で、甲板員Bが左舷船首部で甲板員Aに背中を向け、それぞれ手で揚網作業を行っていた。</p> <p>乗組員は、全員が救命胴衣、かっぱの上下、ヘルメット、軍手及び長靴を着用していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、九島北方沖で定置網の揚網作業中、甲板員Aが、左手で持っていた定置網をコーンローラで繰り出す際、手元を見ていなかったことから、定置網と一緒に左手がコーンローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、コーンローラの取扱いに慣れてきたこと、及び定置網の張り具合に意識を向けていたことから、手元を見ていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が、九島北方沖で定置網の揚網作業中、甲板員Aが、左手で持っていた定置網をコーンローラで繰り出す際、手元を見ていなかったため、定置網と一緒に左手がコーンローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーンローラなどを使用して送り出しや巻き込みをする際は、手元を確認し、みだりに漁具に触れないよう十分に注意して作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

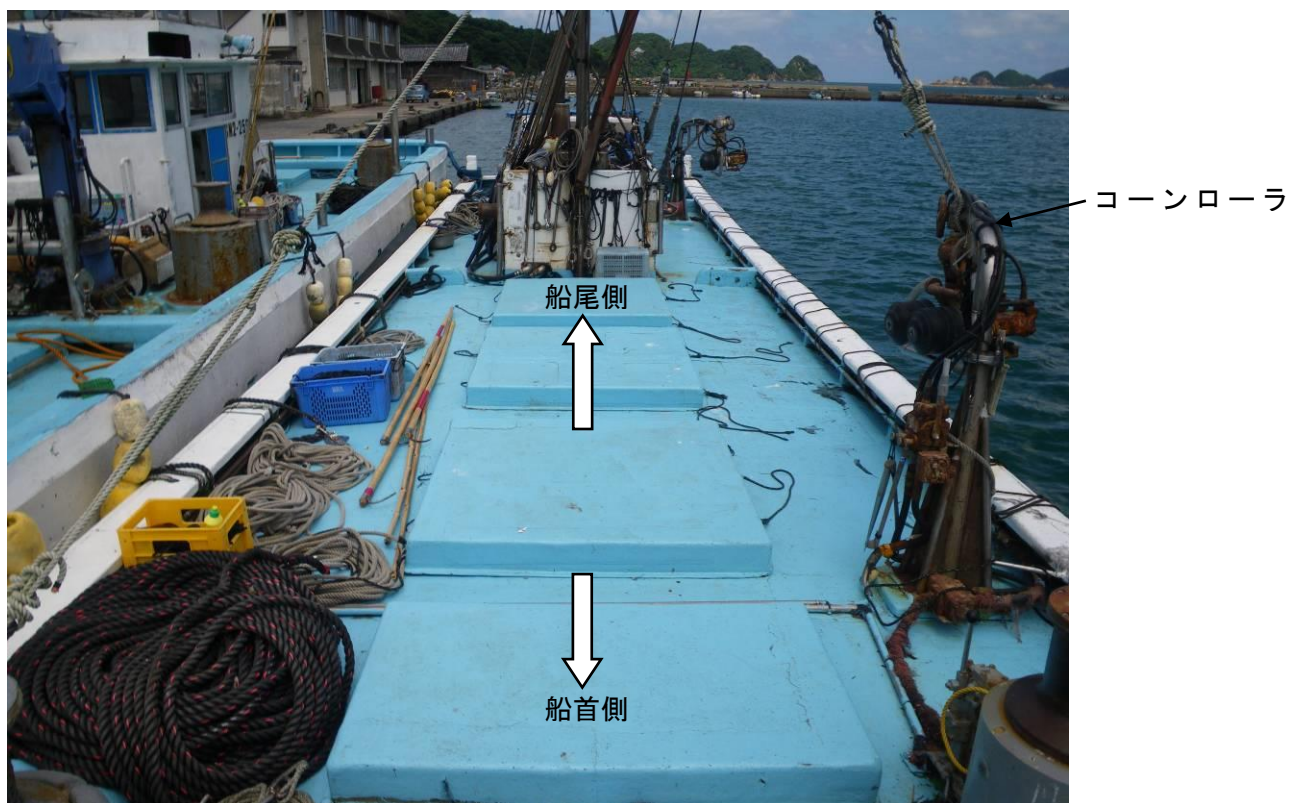


写真2 コーンローラ



写真3 巻き込まれた時のコーンローラの回転状況（逆転方向）



写真4 コーンローラの操作状況

